

## 正会員昇格及び名誉資格昇格の手続規則

### (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本音響家協会の正会員及び名誉会長若しくは名誉会員への昇格に関する手続きについて必要な事項を規定する。

### (正会員昇格の手続き)

第2条 準会員が正会員になるには、定款第7条第2項前段に定める業務に従事し、所定のレポートを提出し又は本協会の技能認定資格の何れかを取得して理事会の昇格審査を経て承認を得なければならない。

2 昇格審査は、3月期又は9月期の定時理事会に於いて行うものとし、会長が昇格者名簿に昇格事由となる技能認定資格取得者はその種類を記し、レポートの提出者については当該レポートの写しを添えて理事会に諮り、理事会が適格と認めた者が正会員に昇格する。

### (正会員昇格の通知)

第3条 会長は、理事会が正会員への昇格を承認した準会員に対し、正会員に昇格した旨の通知書(書式-9)を送付して通知する。

### (名誉資格昇格の手続き)

第4条 本協会の会長又は役員を永年に亘って務め功績のあった者を、名誉会長又は名誉会員に昇格させるときは、理事会が予め本人の意向を確認した上で推薦を決議して社員総会に諮り、その承認を得るものとする。

### (名誉資格昇格の通知)

第5条 社員総会が名誉会長又は名誉会員として承認したときは、本人に名誉会長又は名誉会員の資格と称号を授与した旨の通知書(書式-10)を送付して通知する。

### (改廃)

第5条 この規則は、理事会の決議により改廃できる。

### 附則

1 この規則は、2010年4月1日から施行する。

### 付属資料

<規 01-8>より抜粋

## 書 式

※ この書式は基本を示すものであり、用紙のサイズ等により実務担当者が正式な書面としての体裁を整えて作成するものとする。

書式-9 正会員昇格通知書

書式-10 名誉職昇格通知書

（文書番号）

## 通 知 書

〇〇〇〇 殿

貴殿は、第〇〇回理事会に於いて正会員への昇格が承認されましたので通知いたします。

20 年 月 日

一般社団法人日本音響家協会

会長 〇〇〇〇 会長印

（文書番号）

## 通 知 書

〇〇〇〇 殿

貴殿は、永年に亘り（会長／役員）を勤められ、当協会の発展に大いに寄与されました。よってその功績を顕彰し名誉（会長／会員）の資格と称号を授与します。

20 年 月 日

一般社団法人日本音響家協会

会長 〇〇〇〇 会長印